

# 《公立公的病院等再編・統合阻止》

# 424 愛知共同行動 連合

2020年3月5日

NO. 20

発行：「424 愛知共同行動」事務局

愛知社保協地域医療委員会(文責:長尾)

\*2月26日に『第4回地域医療構想に関する国と地方の協議の場』が開催され、その資料等が公開されました。今回の主要な議題は「医師偏在対策について」でしたが、全国知事会から「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等に対する都道府県意見」要望が出されました。参考までに、「要望書」を掲載します。都道府県からすれば、至極当然の要望内容と考えます。

- 「公立・公的医療機関等の診療実績データの分析結果」等について、都道府県による最終確認を踏まえて厚生労働省が当該資料を確定するところがあるが、県は分析の基となるデータが云われていませんことを確認することはできない。

## 1 情報の提示等について

- (1) 厚生労働省の説明責任
  - 公立・公的医療機関等のデータ分析結果等について、これまでから対象となる評価の根拠を示すよう要請しているが、充分に示されていない。今後、「地域医療構想調整会議」での議論を進めることにも、國が責任をもつて根拠を示すこと。
  - 今後、各区域における医療機関のあり方にについて議論を進め、持続可能な医療提供体制を話し合うこととなるが、国におかれても、個々のデータ及びその分析手法等について、詳細な説明を丁寧に行うとともに、技術支援や財政支援など精力的に国としての役割を果たされたい。
  - 今後、国から提出のあったデータを整理し、県としての考え方もまとめた上で、圏域における地域医療構想調整会議での検討を支援する。
  - 「公立・公的医療機関等の診療実績データの分析結果」等について、都道府県による最終確認を踏まえて厚生労働省が当該資料を確定するとあるが、分析結果の公表・非公表やその説明については、厚生労働省において責任をもつて対応していただきたい。
  - 再検証要請対象医療機関について、今回リストの修正があり、2020年3月31日までの間に都道府県で確認作業を行うこととされている。この確認作業中は、非公表とするよう明示されたが、確認終了後（データ確定後）の取扱は未定である。
  - あくまでも厚生労働省で行われたデータ分析の結果であるため、データ確定後の公表・非公表の取扱についても都道府県に対応を任せることなく、厚生労働省で責任をもつて対応をしていたいただきたい。
  - 1月17日付医改発0117第4号「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について」発出時に別途連絡することとされていた、分析方法の詳細について、今後、具体的な説明が予定されていると思うが、各圏域の地域医療構想調整会議に直接厚生労働省からも出席の上、厚生労働省の責任において、丁寧な説明を行っていただきたい。
  - 今後、各都道府県の地域医療構想調整会議の議論においては、各都道府県の要請があれば、会議等へ参加し、国の考え方を説明するなど、地方の理解力を求めるよう丁寧な対応を行っていただきたい。
  - 分析の妥当性を都道府県が確認できないいううちに公表し、該当医療機関への説明も十分できしない状況のまま医療機関、住民を不安にさせような手法については見直すこと。
  - 来年度、民間病院の診療実績データの分析も実施するところだが、公立・公的医療機関等の公表時のような混乱を招かないよう、「地域医療確保に関する国と地方の協議の場」において十分な協議を重ねたうえで進めてもらいたい。
  - 分析方法については地域の事情を勘案したものとするこれを再三求めているが、今回の再検証要請の選定条件の妥当性については未だ疑義があり、県は確認可能なデータのチェックは行うものの、再検証対象医療機関の選定には関与するものではないことを明記すること。
- (2) データ分析手法の開示と早期提供等
  - 令和2年1月17日付け厚生労働省地域医療計画課長通知3（3）において、未報告医療機関に係る診療実績データをもって提供するところとされているが、早急に提供されたい。
  - 「類似かつ近接」する医療機関があるとされた公立・公的医療機関等について、診療領域ごとに「類似かつ近接」する医療機関を明示的に情報提供すること。
  - 令和2年1月17日付け地域医療計画課長通知3（3）に基づく、未報告医療機関に係る診療実績データの提供については、令和元年12月末以降は受け付けないとのことだが、再検証対象医療機関と同等の分析により地域医療構想調整会議で議論する必要がある。都道府県では、分析手法の詳細が明示されておらず、国と同等の分析はできないことから、厚生労働省において随時受付・分析していただくか、又は分析ツールを提供いただきたい。
- (3) 病床機能報告のあり方
  - 国の分析対象は、平成29年度病床機能報告で高度急性期または急性期の病床を有する病棟があると報告した病院で、がん、心疾患、脳卒中、救急、小児、開腹術の6領域について、高度急性期・急性期機能に着目した診療実績データをもとにして行われるものであるが、当該病院以外でも診療実績がある可能性もあり、また、地域医療構想調整会議での地域の実態を踏まえた議論を実施するためには高度急性期または急性期機能に限定せず、一定期間における全ての医療機関のレセプトデータを提供いただきたい。
  - 試合する民間医療機関についての考え方など、さらなる情報提供やデータの提供をお願いしたい。

## 2 スケジュール等について

- (1) スケジュール
  - 公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等に係る再検証結果の国への報告について、具体的な報告内容や様式等の報告の仕方について、早急に示していただきたい。
- 報告については、煩雑でなく出来るだけ簡略に報告が出来るよう配慮をお願いしたい。

- 局長通知においては「経済財政運営と改革の基本方針 2020（仮）」に向けた工椎表の具  
体化を図ることとしており、2020 年度から 2025 年までの具体的な進め方に当たりは、（中  
略）地方自治体の意見も踏まえながら整理の上、改めて通知する」とされているが、同工程  
表の KPI の設定や地域医療構想の進捗状況の評価に当たっては、全国一律の基準ではなく、  
地域の実情を反映したものとすること。
- 2020 年度から 2025 年までの具体的な進め方にについては、骨太の方針 2020 の策定過程に  
おいて、国において、進捗状況や地方自治体の意見も踏まえながら、改めて整理していただきた  
いこととされているが、そのスケジュールや地方自治体の意見の把握方法を示していただきたい。

## （2）配分の柔軟化

- 地域医療構想の実現に向けた取組の進捗状況が基金の配分に勘案されるとあるが、どのよう  
に評価するかが示していただきたい。
- 基金事業について、区分間の流用が認められない。機動的な事業実施を図るために、区  
分間の流用を認めてもらいたい。特に、地域医療構想の実現に当たっては、在宅医療の推進  
を図ることが必要であるが、現在、区分 1 「地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又  
は設備の整備に関する事業」に重点的に配分されており、区分 2 「居宅等における医療の提  
供に関する事業」に対する配分が不十分と考えている。区分 2 に対してても十分な事業費を配  
分してもらいたい。
- 厚生労働省の期限設定についてでは、当面の間、骨太の方針における記載を基本としてとし  
ているが、地域医療構想の実現に向けた地域の医療提供体制の在り方に、地域の知見  
を重視しながら十分に議論することが重要であり、拙速に結論付けることなく、丁寧な議論を  
重ねることが肝要であることを踏まえること。
- 地域医療構想調整会議が、地域の実情を踏まえて、関係者間で自主的に協議を行った検証  
結果については、国としても、十分に尊重すること。

## （2）地域医療構想調整会議の検討結果の尊重

- 地域医療構想は、あくまで、地域の関係者間の自主的な協議や取組みを通じて実現を図る  
ものであり、今後の取組に当たっては、今回の再検証対象医療機関の公表時に、地域の病院  
が機械的に再編統合されるという住民の不安を招いたが、そのようなことがないように、地  
方の実情を考慮し、地方と十分に事前に調整を行うこと。
- 公立病院・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証については、地域医療構想調整会議  
における議論を尊重するとともに、地方との協議を十分に行うこと。

## 3 地域医療介護総合確保基金について

### （1）配分方法の検討状況と公平な取扱い

- 同年 1 月 17 日付け厚生労働省医政局長通知において、基金の配分に当たって再検証  
等に係る議論の状況を考慮するところとされているが、具体的な評価項目を示された。また、  
例年、配分方針の通知時期から評価時点までの期間が短すぎることで、通知時期：H31.3.31) ため、通知時期を早期化すべき。  
が例年遅く（今年度は R1.11.18），事業の年度内実施に大きな支障が生じているため、内  
部期間を早期化すべき。
- 基金の配分については、重点支援地域に指定されないなくても、地域において協議を重  
ね、再編等に繋がった事例は、差別なく支援すること。
- 地域医療構想調整会議等で再度検討され、再合意を得た内容について、結果の如何によ  
らず尊重すること。また、再編統合等を行わない場合にペナルティとして地  
域医療介護総合確保基金の配分を減らす等、検討結果により不利益となるよううは配分を行わないこ  
と。
- 地域医療構想において、具体的対応方針の再検証等に係る議論の状況が地域医療介護総合  
確保基金の配分に勘案されることだが、実質的な議論の内容を踏まえて評価する仕組み  
とされたい。

## 4 財政支援について

### （1）ダウンサイジング補助金

- 该補助金は、重点支援区域のプロジェクトを一層手厚く支援するとしているが、重点  
支援地区以外の地域において、自主的に進めているプロジェクトが不利にならないよう、柔軟  
な制度設計をお願いしたい。
- ダウンサイジング補助金については、公平を期すため、先行した取り組みにより既に再編  
統合を行った事例についても、今後生じる費用については補助対象とするこ  
と。
- 2025 年に向けた地域医療構想の継続的な取組を支援するため、令和 3 年度以降について  
も、現在検討中のダウンサイジング補助金と同様の支援の仕組みについて、引き続き国にお  
いて制度化されたい。

### （2）公立病院に対する地方財政措置の拡充

- 総務省は令和 2 年度から、①不採算地区の中央的な公立病院に対する特別交付税措置の創  
設、②周産期医療・小児医療等に対する特別交付税措置の拡充を行うこととしている。本県  
の離島地域等では少子高齢化・人口減少が厳しい中、今後医療機関の病床削減等が避けられ  
ない状況にある。病床削減後の経営の安定化を図るため「許可病床数削減時の普通交付税算  
定の特例」の 5 年間から 10 年間への延長や、病院からの診療所化に伴う「離島の有床診  
療所の普通交付税算定単価（1 床 745,000 円）までの引き上げなど、令和 3 年度以降の更なる公立病院改革プランの実行の対する支援を今後検討いた  
きたい。